

## 政策目的随意契約の発注見通しについて（障害者施設）

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、次のとおり役務の提供を受ける契約を随意契約で行う予定なので、埼玉県財務規則（昭和39年3月31日規則第18号）第102条の3第1項の規定に基づき公表する。

令和3年8月19日

埼玉県総合リハビリテーションセンター長

### 1 契約の目的

就労継続支援B型事業所での工賃向上を支援するために障害者施設を対象にした本役務の提供を受ける契約を行うこととする。

### 2 契約の履行の方法、期間及び場所

#### (1) 調達する役務の件名及び履行場所

件名：埼玉県総合リハビリテーションセンターD・E棟清掃業務

履行場所：上尾市西貝塚148番1

#### (2) 履行期間

令和3年10月1日から令和6年9月30日まで（3年間）

ただし、令和4年度以降において埼玉県の歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

### 3 契約を締結する時期（予定）

令和3年9月下旬